

区民委員会議案説明資料

令和3年6月29日

件名	頁
1 第59号議案 足立区温水プール条例の一部を改正する条例	2
2 第60号議案 足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例	4
3 第61号議案 足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例	6
4 第62号議案 足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例	9
5 第63号議案 権利の放棄について	11
6 第73号議案 足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例	16
7 第74号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例	19

(地域のちから推進部)

第 5 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区温水プール条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 区温水プールの子ども料金は、受益者負担の原則に基づき 200 円で設定しているが、子どものさらなる水泳機会の提供に伴う体力の向上および居場所づくりの創出を目的に、子ども料金を 100 円に改定する。 このため、この見直しに基づき、竹の塚温水プールの使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正内容 別表（第 10 条関係）に定める施設使用料を改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 7 月 1 日より適用する。なお、夏休み前の施行に向けて周知期間を要するため、先議とする。</p>
今後の方針	区民や利用者に対して、区ホームページや施設内掲示等で周知を図っていく。

足立区温水プール条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前						改正後							
○足立区温水プール条例 昭和 53 年 3 月 31 日 条例第 6 号						○足立区温水プール条例 昭和 53 年 3 月 31 日 条例第 6 号							
第 1 条～第 23 条 (省略)						第 1 条～第 23 条 (現行のとおり)							
別表 (第10条関係)						別表 (第10条関係)							
種別		団体貸切使用		個人使用		回数券	種別		団体貸切使用		個人使用		回数券
		単位時間	貸切使用	一般	子供				単位時間	貸切使用	一般	子ども	
温水プ ール	一般用 1 コース	1 回 1 時 間以内	1,900 円	550 円	<u>200 円</u>	100 円券 24 枚つづり	1 回 1 時 間以内	1,900 円	550 円	<u>100 円</u>	100 円券 24 枚つづり		
	2,000 円					2,000 円							
	300 円券 20 枚つづり					300 円券 20 枚つづり							
児童用					5,000 円					5,000 円			
						550 円券 11 枚つづり					550 円券 11 枚つづり		
						5,000 円					5,000 円		
会議室			500 円				会議室			500 円			
備考						備考							
1 (省略)						1 現行のとおり							
2 この表において <u>子供</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。						2 この表において <u>子ども</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。							
3～5 (省略)						3～5 (現行のとおり)							
付 則 (令和 3 年 月 日 条例第 号)						付 則 (令和 3 年 月 日 条例第 号)							
1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。						1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。							
2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。						2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。							

第 6 0 号 議 案 説 明 資 料

令和3年6月29日

件 名	足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 区温水プールの子ども料金は、受益者負担の原則に基づき200円で設定しているが、子どものさらなる水泳機会の提供に伴う体力の向上および居場所づくりの創出を目的に、子ども料金を100円に改定する。 このため、この見直しに基づき、千寿本町小学校温水プールの使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正内容 別表（第6条関係）に定める施設使用料を改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙2のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和3年7月1日より適用する。なお、夏休み前の施行に向けて周知期間を要するため、先議とする。</p>
今後の方針	<p>区民や利用者に対して、区ホームページや施設内掲示等で周知を図っていく。</p>

足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後			
○足立区立千寿本町小学校温水プール条例 平成4年12月18日条例第57号				○足立区立千寿本町小学校温水プール条例 平成4年12月18日条例第57号			
第1条～第19条 (省略)				第1条～第19条 (現行のとおり)			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
1 団体貸切使用 (省略)				1 団体貸切使用 (現行のとおり)			
2 個人使用				2 個人使用			
施設名	一般	子供	回数券	施設名	一般	子ども	回数券
一般用	550円	200円	100円券24枚つづり 2,000円	一般用	550円	100円	100円券24枚つづり 2,000円
幼児用			300円券20枚つづり 5,000円 550円券11枚つづり 5,000円	幼児用			300円券20枚つづり 5,000円 550円券11枚つづり 5,000円
備考				備考			
1 省略				1 現行のとおり			
2 この表において <u>子供</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。				2 この表において <u>子ども</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。			
3～5 省略				3～5 現行のとおり			
				<u>付 則 (令和3年 月 日条例第 号)</u>			
				1 <u>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</u>			
				2 <u>この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。</u>			

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 区屋外プールの子ども料金は、受益者負担の原則に基づき 200 円で設定しているが、子どものさらなる水泳機会の提供に伴う体力の向上および居場所づくりの創出を目的に、子ども料金を 100 円に改定する。 このため、この見直しに基づき、総合スポーツセンターの使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正内容 別表第 1（第 10 条関係）に定める施設使用料を改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 3 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 7 月 1 日より適用する。なお、夏休み前の施行に向けて周知期間を要するため、先議とする。</p>
今後の方針	<p>区民や利用者に対して、区ホームページや施設内掲示等で周知を図っていく。</p>

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後			
○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号				○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号			
第 1 条～第 23 条 (省略)				第 1 条～第 23 条 (現行のとおり)			
別表第 1 (第10条関係)				別表第 1 (第10条関係)			
1 総合体育館施設の使用料 (省略)				1 総合体育館施設の使用料 (現行のとおり)			
2 庭球場施設の使用料 (省略)				2 庭球場施設の使用料 (現行のとおり)			
3 プール施設の使用料				3 プール施設の使用料			
(1) 団体使用 (省略)				(1) 団体使用 (現行のとおり)			
(2) 個人使用				(2) 個人使用			
施設名	一般	子ども	回数券	施設名	一般	子ども	回数券
一般用	550 円	200 円	100 円券 24 枚つづり 2,000 円	一般用	550 円	<u>100 円</u>	100 円券 24 枚つづり 2,000 円
幼児用			300 円券 20 枚つづり 5,000 円	幼児用			300 円券 20 枚つづり 5,000 円
			550 円券 11 枚つづり 5,000 円				550 円券 11 枚つづり 5,000 円
備考 (省略)				備考 (現行のとおり)			
4 多目的広場の使用料 (省略)				4 多目的広場の使用料 (現行のとおり)			
別表第 2 (第10条関係) (省略)				別表第 2 (第10条関係) (現行のとおり)			

付 則 (令和3年 月 日条例第 号)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

第 6 2 号 議 案 説 明 資 料

令和3年6月29日

件 名	足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 区温水プールの子ども料金は、受益者負担の原則に基づき200円で設定しているが、子どものさらなる水泳機会の提供に伴う体力の向上および居場所づくりの創出を目的に、子ども料金を100円に改定する。 このため、この見直しに基づき、東綾瀬公園温水プールの使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正内容 別表第2（第10条関係）に定める施設使用料を改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙4のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和3年7月1日より適用する。なお、夏休み前の施行に向けて周知期間を要するため、先議とする。</p>
今後の方針	区民や利用者に対して、区ホームページや施設内掲示等で周知を図っていく。

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後			
○足立区東綾瀬公園温水プール条例 平成4年3月31日条例第29号				○足立区東綾瀬公園温水プール条例 平成4年3月31日条例第29号			
第1条～第23条 (省略)				第1条～第23条 (現行のとおり)			
別表第1 (第6条関係) (省略)				別表第1 (第6条関係) (現行のとおり)			
別表第2 (第10条関係) プール施設の使用料				別表第2 (第10条関係) プール施設の使用料			
(1) 団体使用 (省略)				(1) 団体使用 (現行のとおり)			
(2) 個人使用				(2) 個人使用			
施設名	一般	子供	回数券	施設名	一般	子ども	回数券
室内プール	550円	200円	100円券24枚つづり 2,000円	室内プール	550円	100円	100円券24枚つづり 2,000円
屋外プール			300円券20枚つづり 5,000円	屋外プール			300円券20枚つづり 5,000円
			550円券11枚つづり 5,000円				550円券11枚つづり 5,000円
備考				備考			
1～5 省略				1～5 現行のとおり			
6 この表において <u>子供</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。				6 この表において <u>子ども</u> とは、中学生以下をいい、それ以外を一般という。			
7 省略				7 現行のとおり			
				<u>付 則 (令和3年 月 日条例第 号)</u>			
				1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。			
				2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。			

第 6 3 号 議 案 説 明 資 料

令和3年6月29日

件 名	権利の放棄について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館、多様性社会推進課、政策経営部広報室区政情報課、産業経済部企業経営支援課
内 容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、以下のとおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p>1 放棄する権利の内容 図書館システムで管理している「返却期日から10年超過した資料」及び「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p>2 債務者及び対象資料（対象資料については別紙5） 足立区千住河原町在住者 外 479名（総計480名）</p> <p>（1）返却期日から10年経過 379名 1,013冊 1,239,062円 （貸出年：平成21年）</p> <p>（2）返却期日から5年経過且つ督促先不明 101名 307冊 324,382円 （貸出年：平成26年）</p>
今後の方針	<p>継続して督促に取り組むとともに、併せて利用者のマナーアップ向上を図っていく。</p>

1 権利の放棄に至った経緯と今後の見通し

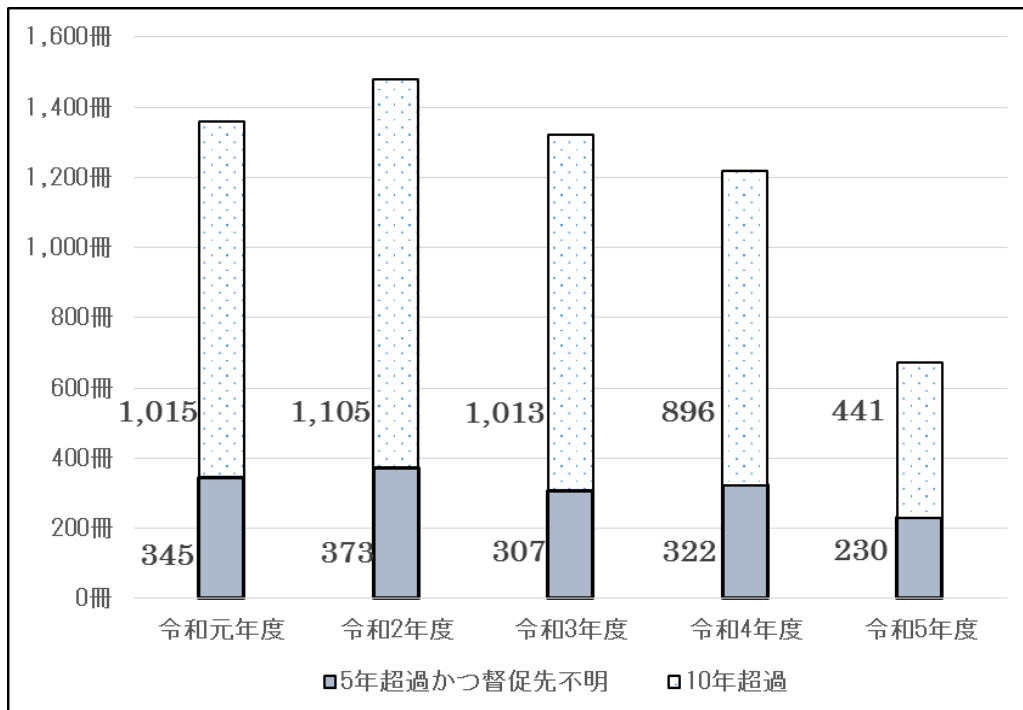
平成26年度監査において、貸出図書の特長未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。督促強化を図り、その結果を踏まえて、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 督促を長期間行ったものや督促先が不明となったため返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

今後も返還請求権の権利の放棄について議案を提出するが、早期督促の強化により、極力件数の減少を図る。

2 権利の放棄の件数の推移

(1) 実績及び今後の件数推移見込み



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
冊数	1,360 冊	1,478 冊	1,320 冊	1,218 冊	671 冊
	① 1,015 冊	① 1,105 冊	① 1,013 冊	① 896 冊	① 441 冊
	② 345 冊	② 373 冊	② 307 冊	② 322 冊	② 230 冊
人数	568 人	549 人	480 人	418 人	254 人
	① 430 人	① 420 人	① 379 人	① 329 人	① 167 人
	② 138 人	② 129 人	② 101 人	② 89 人	② 87 人
金額	1,667,301 円	1,813,867 円	1,563,444 円	1,634,303 円	842,732 円
	① 1,212,229 円	① 1,321,470 円	① 1,239,062 円	① 1,162,819 円	① 545,599 円
	② 455,072 円	② 492,397 円	② 324,382 円	② 471,484 円	② 297,133 円

- ※ ① 返却期日から10年経過
 ② 返却期日から5年経過かつ督促先不明

(2) 令和3年度における権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

ア 資料種別内訳

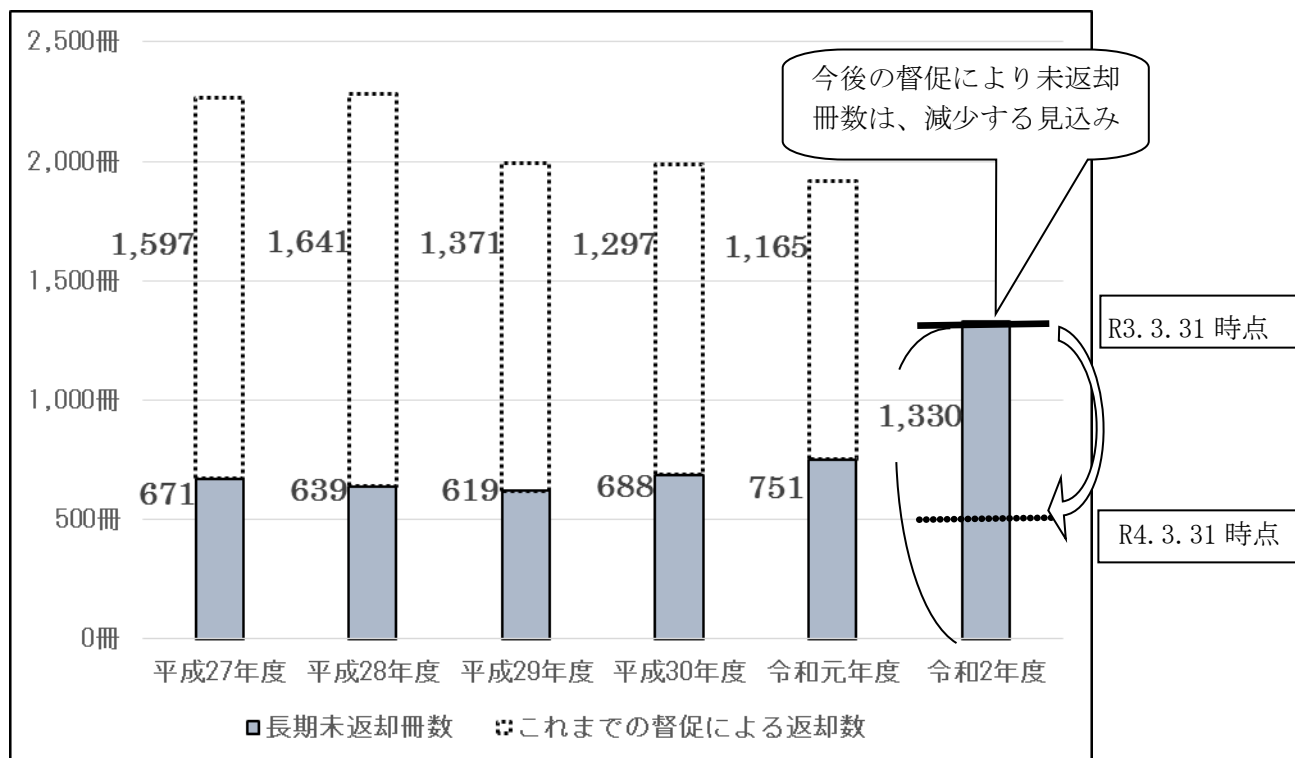
資料種別	冊数	金額
一般図書	757 冊	930,737 円
映像資料	0 冊	0 円
音楽資料	23 冊	63,800 円
雑誌	70 冊	46,701 円
児童図書	470 冊	522,206 円
計	1,320 冊	1,563,444 円

イ 受入金額別内訳

受入金額の範囲	冊数	金額
0 円	130 冊	0 円
1～1,000 円	465 冊	344,400 円
1,001～2,000 円	587 冊	819,786 円
2,001～3,000 円	99 冊	251,515 円
3,001～4,000 円	31 冊	107,031 円
4,001～5,000 円	6 冊	26,825 円
5,001～10,000 円	2 冊	13,887 円
計	1,320 冊	1,563,444 円

3 貸出年ごとの未返却冊数

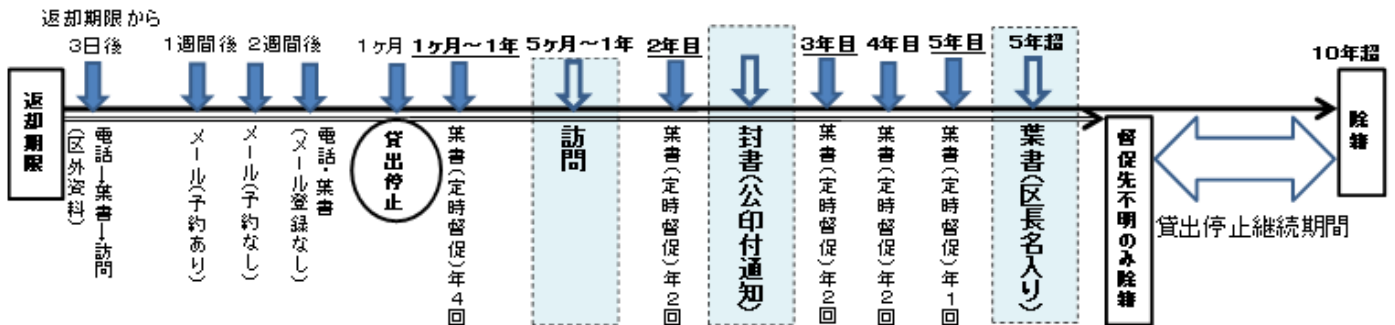
(平成27年度から令和2年度までの累計 4,698 冊)



4 現在の督促方法及び実績

(1) 督促スケジュール

- ア メール 返却期日を1週間超過時点から開始
- イ 電話 返却期日を2週間超過時点から開始
- ウ 葉書 返却期日を2週間超過時点から開始
- エ 訪問 返却期日を5ヶ月超過時点から開始
- ※ 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始



(2) 訪問督促の実績

- ア 訪問督促事業では、初めて訪問する者を対象とし、一人につき1回のみの訪問とした。不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函したことにより、外のチラシ等に紛れず目に留まるようにしている。
訪問督促後返却がない場合は、葉書等による督促を継続している。
- イ 令和元年度からは、封筒への封入を継続するとともに、通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載した。

	令和元年度		令和2年度	
	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	573人	2,019冊	633人	2,298冊
返却数	179人	562冊	214人	819冊
返却率	31.2%	27.8%	33.8%	35.6%

※ 返却率は9月末時点
(訪問実施期間は5～8月)

5 今後の督促強化等について

(1) 貸出停止措置したことを通知【新規試行実施】

期限経過1か月時に貸出停止措置を行ったことを対象者へ新たに試行で通知することで、期限経過後早期の返却促進をさらに強化するための検証を行っている。

(2) 督促の文面等を強化【改善】

- ア 訪問督促を実施していることや、返却期限から1か月経過で貸出停止措置を実施することを督促の文面で強調する。
- イ 督促発送日から起算した新たな返却期限を設定して明記することで「期限内返却」の意識を再度喚起させる。

ウ 葉書や封書に赤色や黄色などすぐに目につきやすい色を使い、より視覚に訴える工夫を凝らす。

(3) 円滑に返却してもらうために提供しているサービスをPR【改善】

ア 非対面のブックポストでも返却できることを督促時に記載し、期限後でも心情的に返却しやすいサービスがあることを周知する。

イ 返却期限到来を自動で知らせるメールサービスがあることを周知する。

【参考】 マナーアップ月間用デザインスリップ



第 7 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 概要 本条例は、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、足立区立郷土博物館協議会を設置するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 設置目的 現在、郷土博物館（以下「博物館」という。）では、「江戸東京の東郊」をテーマに農村の生活史などを常設展示している。一方、区制 8 0 周年から本格化した文化遺産調査により、「狩野派」「谷文晁一門」「江戸琳派」など、足立区にゆかりのある貴重な美術資料の発見が続き、所蔵者からの寄贈・寄託も増加している状況を踏まえ、以下の理由により博物館協議会を設置する。 (1) 運営方針や展示計画等について、効果的、学術的な視点で評価を行う必要がある。 (2) 発見されている美術品の専門家から意見を聴取し、今後の展示方針等を検討していく必要がある。</p> <p>3 改正内容 足立区立郷土博物館条例第 8 条及び第 9 条に、新たに郷土博物館協議会の設置及び委員に関する規定等を追加する。</p> <p>4 新旧対照表 別紙 6 のとおり</p> <p>5 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定を整備する。

足立区立郷土博物館条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号	○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号
第1条～第7条 (省略)	第1条～第7条 (現行のとおり)
(委任)	(博物館協議会の設置)
第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第8条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会(以下「博物館協議会」という。)を置く。</u>
	2 <u>博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</u>
	(博物館協議会の委員)
	第9条 <u>博物館協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命又は委嘱する委員8人以内をもって組織する。</u>
	2 <u>博物館協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u>
	3 <u>博物館協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知りえた秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u>
	4 <u>前3項に定めるもののほか、博物館協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>
	(委任)
第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。
	付 則 (令和 年 月 日条例第 号)
	(施行期日)

改正前	改正後		
<p>別表（第5条関係）（省略）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表教育委員会の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1193 456 1986 523"> <tr> <td data-bbox="1193 456 1617 523">足立区立郷土博物館協議会</td> <td data-bbox="1619 456 1986 523">日額21,000円</td> </tr> </table> <p>別表（第5条関係）（現行のとおり）</p>	足立区立郷土博物館協議会	日額21,000円
足立区立郷土博物館協議会	日額21,000円		

第 7 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p>1 概要 令和 4 年 4 月 1 日に、学童保育室の新規開設のため、「足立区立学童保育室条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 以下の内容を、足立区立学童保育室条例第 2 条別表へ追記する。</p> <p>名称：足立区立江北五色のさくら学童保育室 位置：東京都足立区江北四丁目 2 1 番 1 号</p> <p>名称：足立区立さくら学童保育室 位置：東京都足立区綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号</p> <p>3 新旧対照表 別紙 7 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	令和 4 年 4 月 1 日から運営する事業者選定について、遺漏のないよう進めていく。

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立つぼみ学童保育室</td> <td>東京都足立区西新井四丁目34番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号					<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立つぼみ学童保育室</td> <td>東京都足立区西新井四丁目34番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区立江北五色のさくら学童保育室</td> <td>東京都足立区江北四丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区立さくら学童保育室</td> <td>東京都足立区綾瀬三丁目1番15号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号	足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目2番1号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目1番15号
名称	位置																								
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																								
(省略)																									
足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号																								
名称	位置																								
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																								
(省略)																									
足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号																								
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目2番1号																								
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目1番15号																								
	<p><u>付 則（令和3年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続及び指定管理者の指定の申請、選定審査その他指定に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。</p>																								